

事務連絡監査第118号  
平成23年6月16日

各財務（支）局理財部長 殿  
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省主計局主計監査官 半田 充

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に  
関する対象施設について」の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成23年3月11日以降に発生した災害から適用することとしたので通知する。

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について

昭五九・九・七

事務連絡二二六

最終改正 平二三事務連絡一一八

一 調査要領別表1に掲げる「別に定めるそれぞれの施設」について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二二五〇号。以下「調査要領」という。）別表1の限度額欄における「別に定めるそれぞれの施設」とは、別紙の施設名欄に定める施設とする。

別紙

施 設 名 等	施 設 名
<p>(警察庁) 都道府県警察施設</p>	<p>警察本部 機動捜査隊 機動鑑識隊 自動車警ら隊 特別機動警ら隊 機動警察隊 防犯特別捜査隊 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 警察官待機宿舎 留置施設 駐在所 交番 交通安全施設</p> <p>1. 分室及び分駐所は対象外とする。 2. 警察本部と同一建物内にある場合は、警察本部として取り扱う。</p> <p>警察署と同一建物内にある場合は、警察</p>
<p>(厚生労働省) 保健衛生施設等 保健衛生施設</p>	<p>感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V検査・相談室 地方衛生研究所</p>
<p>原爆医療等施設</p>	<p>原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所</p>
<p>精神保健等施設</p>	<p>精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設</p>
<p>食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設</p>	<p>食肉衛生検査所 結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設 (エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関</p>

医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設	医薬分業推進支援センター 血漿分画センター 血漿採漿センター 抗毒素製造施設
抗毒素製造施設 医療機関施設等 医療機関施設 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く)	救命救急センター 病院群輪番制病院 共同利用型病院 在宅当番医制診療所 休日夜間急患センター 災害拠点病院 へき地医療拠点病院 周産期医療施設 小児救急医療拠点病院 腎移植施設 老人デイ・ケア施設 共同利用施設 看護師等養成所 理学療法士等養成所 救急救命士養成所 歯科衛生士養成所 地域医療研修センター 研修医のための研修施設
医療関係者養成所施設	
研修施設	
社会福祉施設等 保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター 介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
老人福祉施設	
老人保健等施設	
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター
身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
婦人保護施設	婦人保護施設 婦人相談所
知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設

障害者支援施設等

児童福祉施設

母子福祉施設

母子保健施設

その他の社会福祉施設等

知的障害者授産施設  
知的障害者通勤寮  
知的障害者福祉ホーム  
障害者支援施設  
障害福祉サービス事業所（生活介護事業、  
共同生活介護事業、自立訓練事業、就労  
移行支援事業、就労継続支援事業及び共  
同生活援助事業を行うものに限る。）  
精神障害者社会復帰施設  
地域活動支援センター  
福祉ホーム  
助産施設  
乳児院  
母子生活支援施設  
保育所  
児童厚生施設  
児童養護施設  
知的障害児施設  
知的障害児通園施設  
盲ろうあ児施設  
肢体不自由児施設  
重症心身障害児施設  
情緒障害児短期治療施設  
児童自立支援施設  
児童家庭支援センター  
母子福祉センター  
母子休養ホーム  
母子健康センター  
社会事業授産施設  
隣保館  
生活館  
ホームレス自立支援センター  
盲人ホーム  
地域福祉センター  
社会福祉士養成施設  
介護福祉士養成施設  
へき地保健福祉館  
在宅複合型施設  
小規模多機能型居宅介護拠点  
夜間対応型訪問介護ステーション  
介護予防拠点  
地域包括支援センター  
市町村障害者生活支援センター  
知的障害者福祉工場  
児童相談所  
一時保護施設  
職員養成施設  
心身障害児総合通園センター  
へき地保育所  
重症心身障害児（者）通園事業施設  
児童自立生活援助事業所  
小規模住居型児童養育事業所  
子育て支援のための拠点施設



平成 23 年 6 月 16 日  
財 計 第 1752 号

各財務（支）局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

財務省主計局長 真 砂 靖

東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の  
取扱いについて（厚生労働省所管補助施設）

厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、東日本大震災に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた厚生労働省所管施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 調査要領第二（2）について、1箇所の申請額を「200万円未満」から「7億円以下」に引き上げる。
2. 調査要領第九（2）について、1箇所の調査額を「1億円以上」から「12億円以上」に引き上げる。
3. 東日本大震災に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた下記の施設について、今回に限り調査要領を適用する。

所 管 名	施 設 名 等	適用除外限度額
厚生労働省	保健衛生施設等	
	理容師養成施設	800千円
	美容師養成施設	800千円

事 務 連 絡  
平成23年5月13日

青森県、岩手県、宮城県、  
福島県、茨城県、栃木県、  
千葉県、新潟県、長野県 } 災害医療担当者 殿

厚生労働省医政局指導課  
災害医療対策専門官

医療施設等災害復旧事業を実施するにあたっての留意事項について

標記事業については、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別紙「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき行われているところであるが、今般の東日本大震災により被災した医療施設等の災害復旧事業を実施するにあたっては、別紙事項に留意いただくようお願いする。

なお、改正後の「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」については別途通知する予定であることを申し添える。

(連絡先)

厚生労働省医政局指導課

災害医療対策専門官 岩城 [iwaki-masava@mhlw.go.jp](mailto:iwaki-masava@mhlw.go.jp)

救急医療係 和田

へき地医療係 平野 [hirano-takayuki@mhlw.go.jp](mailto:hirano-takayuki@mhlw.go.jp)

TEL 03-5253-1111 (代表)、03-3595-2194 (直通)



(別 紙)

1. 交付申請書提出までの流れ

(1) 別添様式1「医療施設等災害復旧費協議書」を作成し、電子メールにて指導課(岩城、和田、平野宛)に6月30日までに提出。

※ただし、上記期日での提出が困難な場合は、指導課担当者宛にその旨連絡のうえ、提出日の調整を行うこと。

(2) 実地調査(※)を行い交付申請額を決定。(実地調査前までに、別添様式2「医療施設等災害復旧費実地調査票(総括票、個票)」を作成。)

※別添「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」等参照。

(3) 交付申請書の提出。

2. 実地調査事前準備事項について

(1) 災害原因・程度等の証拠書類

地方気象台、県・市防災担当課等が作成した資料を準備すること。

(2) 図面

被災箇所が特定できるようにすること。

(3) 積算根拠資料

県・市町村の単価表又は物価版(専門誌)等の建築単価が分かるものを用意するとともに、民間見積もりの場合は、可能な限り複数社の見積もりを用意すること。

3. 実地調査について

工事内容、積算根拠についての専門的説明を行える者(県・市町村の建築担当者等)が同行すること。

4. 早期着工について

国の現地調査後の着工が原則とされているが、やむを得ず国の調査を待たず、復旧事業に着手する場合については以下の事項に留意すること。

(1) 被災写真が被災事実確認のため不可欠な資料となるため、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等出来るだけ明瞭に撮影すること。

(2) 写真及び図面等に番号を付けるなどして、被災場所を明確に判断できるようにすること。

(3) 入院患者等の安全確保のため、必要に応じて応急措置をする場合において、後に行う復旧工事の一部又は全部となりうるものについては国庫

補助対象となり得るが、応急仮設工事（復旧工事施工までの暫定措置であり、復旧工事完成後は不要となるもの）は対象とならないので留意すること。

#### 5. その他事項

- (1) 医療施設の他、医療関係者養成所施設等においても本事務連絡に基づき協議すること。
- (2) 補助対象となる施設整備（施設と一体的な設備を含む。）は、災害復旧費協議額1件につき80万円以上であること。
- (3) 入札等が行われることによって、協議額を訂正する場合は、事前に医政局指導課に連絡を入れること。
- (4) 「医療施設等災害復旧費協議書」の提出により、直ちに、復旧工法、被害範囲等について国庫負担（補助）することを承認したものではないので注意すること。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱（抜粋）

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名 称	種目等	構 造 別	地 域 区 分				
			A	B	C	D	
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木 造	134,900	134,900	134,900	134,900	
過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木 造	134,900	134,900	134,900	134,900	
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
		木 造	187,700	178,800	169,800	160,800	
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木 造	134,900	134,900	134,900	134,900	
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900	
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700	
	診療棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
	医師住宅	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,000
			ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
		木 造	187,400	178,500	169,500	160,600	
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900	
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700	
		木 造	168,000	159,900	151,900	143,900	
	宿泊	鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600	

	施 設	ブ ロ ッ ク	163,800	156,000	148,100	140,400
		木 造	187,400	178,500	169,500	160,600
死 亡 時 画 像 診 断 シ ス テ ム 施 設 整 備		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	187,700	178,800	169,800	160,800

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

医療提供体制施設整備交付金交付要綱（抄）

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

（単位：円）

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	132,300	126,000	119,700	113,400
		ブロック	115,300	109,800	104,300	98,800
		木造	132,300	126,000	119,700	113,400
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (7) 小児集中治療室施設整備事業 (32) 医療機器管理室施設整備事業 (34) 内視鏡訓練施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
鉄筋コンクリート		187,700	178,800	169,800	160,800	
鉄筋コンクリート		187,700	178,800	169,800	160,800	
(8) 小児医療施設施設整備事業 (10) 地域療育支援施設施設整備事業 (11) 共同利用施設施設整備事業 (13) 不足病床地区病院施設整備事業 (17) がん診療施設	病棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
	診療棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800

施設整備事業 (18) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (24) 特定地域病院施設整備事業						
(9) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
(12) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
	診療所（一般地区）	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
	診療所（離島、豪雪地区）	木造	126,000	126,000	126,000	126,000
		鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
(16) 院内助産所・助産師外来施設整備事業 (23) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (28) 看護師勤務環境改善施設整備事業		鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
(19) 腎移植施設施設整備事業 (21) 肝移植施設施設整備事業		木造	168,000	159,900	151,900	143,900
(22) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	398,500	398,500	398,500	398,500
		ブロック	187,700	178,800	169,800	160,800
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	164,300	156,500	148,600	140,800
		鉄筋コンクリート	154,700	147,400	140,100	132,600

		ブロック	135,400	129,000	122,600	116,100
(29) 看護師宿舎施設整備事業		鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600
		ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
		木造	187,400	178,500	169,500	160,600
(30) 病院内保育所施設整備事業		鉄筋コンクリート	155,800	148,300	140,900	133,500
		ブロック	136,400	129,900	123,400	116,900
		木造	155,800	148,300	140,900	133,500
(35) 看護師等養成所施設整備事業		鉄筋コンクリート	136,100	129,600	123,100	116,700
		ブロック	118,000	112,400	106,800	101,200
(36) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業		木造	136,100	129,600	123,100	116,700
(37) 看護教員養成講習会施設整備事業						
(38) 歯科衛生士養成所施設整備事業						

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (11) 医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する「奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域)」、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する「豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区分	地域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、

	大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県